

平成~~※~~平成 3 年 9 月 7 日
16 時 59 分 31 秒受付

秘
無 期 限

82

電 信 案

電信課長	大臣	主管	アジア局長	※発電係	1	2
	秘書官		審議官			
政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長			参事官	起案	平成	3年9月17日
			北東アジア課長	起案者	電話番号	
			地域調整官	南池	2415	
			首席事務官			
協議先						

秘密指定解除
公文書監理室

〔注意〕 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	韓国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 在韓被爆者支援				
主管・文書記号 亜北	※電番 第1489号	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
大 使 ・ 総 領 事 あ て 09354831 優先 KANKOKU F電				
GB-1 外務省 回覧番号				

(※印欄内は電信課記入)

昭和六十六・二一改正

貴電第3642号に関し、

1. 冒頭貴電の韓国側口上書の案文につき検討した結果、右案文にて差し支えない。ついては、往電亜北第1369号で提示した日本側口上書案文に基づき口上書を作成し、冒頭貴電の韓国側案文に基づく口上書と交換した上で、各々の写しを送付ありたい。

2. 右口上書交換に引き続いて、貴使と大韓赤十字社総裁との間で交換される双方の「書簡」（韓国側書簡に添付の「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」を含む）の内容については当方としては、往電亜北第1087号別FAX信の案文のままで特に問題ないと考えているところ、右にて差し支えないか否か先方と調整の上、結果回電ありたい。

(了)